

文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

22 文教教真第 43 号 平成 22 年 5 月 6 日教育長決定

27 文教教真第 25 号 平成 27 年 5 月 8 日改正

2020 文教教真第 8 号 令和 2 年 4 月 30 日改正

2024 文教教真第 347 号 令和 6 年 7 月 29 日改正

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項に基づき、国の「子ども読書活動推進基本計画」及び都の「東京都子供読書活動推進計画」を基本として、区における子どもの読書活動に関する施策についての計画（以下「文京区子ども読書活動推進計画」という。）を策定する上で必要な事項を検討するため、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、区における子どもの読書活動の状況を踏まえ、次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 家庭、地域等における読書活動の推進に関すること。
- (2) 学校における読書活動の推進に関すること。
- (3) 関係機関の連携及び協力に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する委員 15 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 区立小学校、中学校及び幼稚園 P T A 連合会の推薦による者 各 1 人以内
- (3) 文京区認可保育園父母の会連絡会の推薦による者 1 人以内
- (4) 区内児童書出版関係者 1 人以内
- (5) 公募委員 4 人以内
- (6) 区立小学校、中学校及び幼稚園長代表 各 1 人以内
- (7) 区立保育園長代表 1 人以内
- (8) 都立高等学校代表 1 人以内

2 前項第 5 号に規定する公募委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 項の規定による委員の委嘱の日から文京区子ども読書活動推進計画の策定の日までとする。

2 委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、公募委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員とし、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は 委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、教育推進部児童青少年課長、子ども家庭部幼児保育課長及び教育推進部真砂中央図書館長の職にある者とする。
- 3 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育推進部真砂中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。